

第4号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及び所在地	長岡京市立産業文化センター 長岡京市開田一丁目1番1号
指定管理者	大阪市西区京町堀一丁目4番16号 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 代表取締役社長 宇田 徹
指定期間	令和8年9月1日から 令和13年3月31日まで

(参考)

長岡京市立産業文化センター指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集(公募)について

募集受付期間：令和7年10月24日～10月31日

募集周知方法：長岡京市のホームページに募集記事掲載(9月29日～)

2 応募者について

応募者数：7件

応募者名：①エムケイ株式会社

②大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

③アクティオ株式会社

④シンコースポーツ株式会社 大阪支店

⑤三幸株式会社

⑥株式会社ネクスト・アクシス

⑦株式会社ビケンテクノ

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和7年11月27日(木)

午前9時10分から各団体35分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

(1) センターの事業をはじめ、産業の振興及び発展を図るとともに、市民の生活と文化の向上に寄与すると認められること。

(2) 事業計画書によるセンターの管理運営が、市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する

ものであること。

- (5) その他センターの設置目的を達成するために必要な条件を備えるものであること。